

令和7年度地域包括支援センターの
設置・運営方針（案）

令和6年11月

高齢福祉課

目 次

令和7年度地域包括支援センターの設置・運営方針(案)

1 地域包括支援センターの体制	1
2 地域型地域包括支援センターの人員配置	2
(1) 配置職員	3
(2) 包括的支援事業の実施に必要な人員	3
(3) 指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員	4
3 地域包括支援センターの運営方針	4
(1) 継続受託の意向確認	4
(2) 委託先法人の選定	4
(3) 委託契約	5

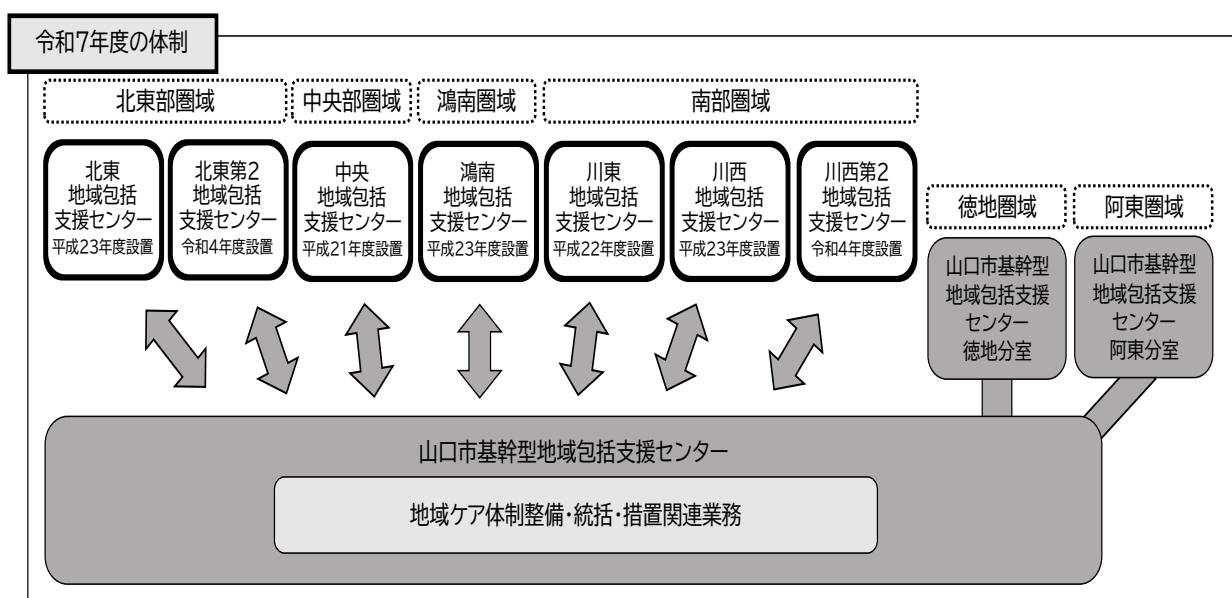
令和7年度地域包括支援センターの設置・運営方針(案)

1 地域包括支援センターの体制

現在の山口市の地域包括支援センター体制は、日常生活圏域を活動基盤とした民間委託の「地域型地域包括支援センター」と統括機能を持つ市直営の「基幹型地域包括支援センター」の2層構造により8センター2分室体制で事業を実施している。

基幹型地域包括支援センターは、地域型地域包括支援センターの円滑かつ効果的な事業展開に向けた支援体制の構築、及び公正・中立な運用に向けた指導体制等の統括的な役割を担っており、併せて基幹型地域包括支援センター徳地分室及び阿東分室は、地域型の役割も担っている。

令和7年度においても引き続き8センター2分室体制とする。



2 地域型地域包括支援センターの人員配置

令和7年度の地域型地域包括支援センターは、令和6年度と同じ7センターとし、包括的支援事業の実施に必要な人員を次のとおりとする。

センター名	担当地区	高齢者人口	包括的支援事業の職員数		配置専門職(R6)
			R7	R6	
中央地域包括支援センター	大殿・白石・湯田	8,740 人	5 名	5 名	保健師 2 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 2
北東地域包括支援センター	小鯖・大内	7,809 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1
北東第2地域包括支援センター	仁保・宮野	5,508 人	3名	3名	保健師 1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員 1
鴻南地域包括支援センター	吉敷・平川・大歳	10,679 人	6 名	6 名	保健師 1 社会福祉士 1 社会福祉士に準ずるもの1 主任介護支援専門員 3
川西地域包括支援センター	小郡	6,389 人	4名	4名	保健師 1 社会福祉士 2 主任介護支援専門員 1
川西第2地域包括支援センター	嘉川・佐山・阿知須	6,232 人	4名	4名	保健師1 社会福祉士2 主任介護支援専門員1
川東地域包括支援センター	陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・秋穂	6,196 人	4名	4名	保健師1 社会福祉士 1 主任介護支援専門員2

※ 高齢者人口は、令和6年10月1日現在の住民基本台帳による

(1) 配置職員

- ア 原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上配置するものとする。ただし、3職種の確保が困難である等の事情により、やむを得ずこの人員を確保できない場合には、これらに準ずる者として、次の者を配置することができる。
- ・ 保健師に準ずる者として、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上あり、かつ、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。
 - ・ 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した経験を有する者。
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年4月 24 日付け老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。または、地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者。
- イ 各専門職種は専任とし、他の業務を兼務してはならない。
ただし、各専門職種を複数配置する場合で、センター業務に支障がないと市が判断する場合は、この限りではない。

(2) 包括的支援事業の実施に必要な人員

- ア 地域型センターにおける包括的支援事業の実施に必要な人員は、設置圏域の高齢者人口がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに常勤の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(これらに準ずる者を含む。)各1名を配置することとする。ただし、高齢者人口が、6,000人を超えた場合に1名増員することとし、以降2,000人を超えるごとに1名増員することとする。
- イ 原則、専任とするが、包括的支援事業の実施に必要な人員を確保したうえで、指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業を兼務することができる。なお、止むを得ない場合を除き包括的支援事業の人員1人当たりのケアプラン作成件数は6件/月までとする。

- ウ 職員の配置にあたっては、適切かつ効果的な業務の履行のため、経験や能力を考慮することとする。

なお、令和6年8月22日に開催した本運営協議会において報告したとおり、地域包括支援センターの職員配置の柔軟化に係る条例改正(※)を行っているが、地域の実情を鑑み、地域包括支援センターの配置職員の委託要件等は従来どおりとする。但し、今後人材確保が困難な状況が発生した場合は、事前に本運営協議会に諮った上で、必要と認める場合に限り、条例に基づき職員の配置を行う。

※介護保険法施行規則の一部改正により、地域包括支援センターにおける職員配置基準が改められ、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置や、複数の地域のセンターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した人数をもとに職員配置を行うことが可能となったことから、「山口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要なものに関する基準を定める条例」の一部改正を行った。

(3) 指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員

ア 介護予防支援事業に従事する職員については、指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業の提供に必要な数の職員を配置するものとする。

イ 地域型センターにおける指定介護予防支援業務及び第一号介護予防支援事業に従事する職員は、包括的支援事業を兼務することとする。この場合、包括的支援事業を兼務する人数は、各設置圏域におけるケアプラン作成件数から包括職員の作成件数を引いた件数(包括職員×6件/月)を、介護支援専門員1人当たりのケアプラン作成件数(55件/月)で除した数とする。

3 地域包括支援センターの運営方針

令和7年度においても引き続き、地域型地域包括支援センターを委託により運営するものとする。委託の流れは以下のとおりとする。

(1) 継続受託の意向確認

高齢者への継続的支援のため、現在委託している地域包括支援センター設置法人に継続受託の意向確認を行う。

(2) 委託先法人の選定

継続受託の意向がある設置法人の令和5年度地域包括支援センターの事業評価結果が良好であり、地域において委託先法人としてセンター機能を十分発揮されると認められる場合は、次年度においても引き続き委託先法人として選定

する。

引き続き委託先法人として選定できない場合は、すみやかに募集要項を提示し、新たに受託法人の募集、選考を行う。

(3)委託契約

委託期間は1年間とし、単年度ごとに委託契約を締結する。ただし、契約期間中に受託法人が、介護保険法等に定められた事項を遵守しない場合等は、本運営協議会に諮ったうえで、契約を解除する場合がある。その場合、すみやかに募集要項を提示し、受託法人の募集、選考を行い、業務が円滑かつ支障なく実施できるよう、引き継ぎ等を行う。